

# みんな元気！ 6 / 15

介護現場でハラスメントを感じたことはありますか？もしご利用者、ご家族よりハラスメントを受け解決が難しい場合には、弁護士による相談窓口があります。一人で我慢せず社内皆で解決します。社内で解決できない場合は相談窓口へ相談しますので、心当たりがございましたら是非、まずは社内に相談下さい。

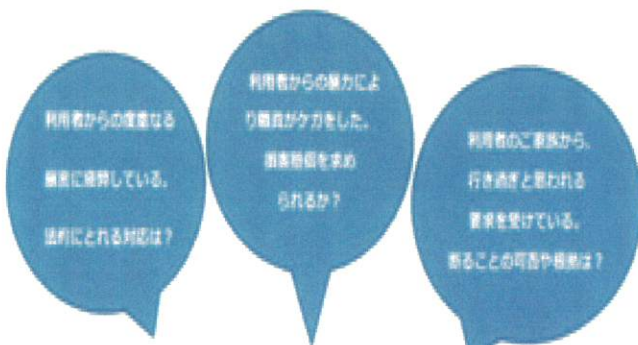
15 / 95

## 介護現場における 利用者やご家族等からのハラスメント 弁護士による相談

利用者やご家族による職員への 再三の過度な暴言、身体的暴力、無理な要求、著しく不快な性的言動 などにお困りではありませんか？

利用者・ご家族からのハラスメントを考慮した契約になっていますか？

上記のようないわゆる「介護ハラスメント」でお困りの介護サービス事業者(介護保険施設)のために、弁護士による相談窓口(メールまたはオンライン)を設置しております。



✓職員の心身に影響が……  
✓サービスの継続が困難に……



利用契約を含め、法的視点から  
トラブルの収束にむけ助言します



◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています◆  
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

### ◆相談の対象

◆相談できる方：都内に所在する介護サービス事業者・介護保険施設の管理者等

◆相談員：弁護士

◆相談料：無料 / 紛争調停

◆相談できる内容 (1)利用者・ご家族等からのハラスメント(身体的暴力、精神的暴力、強い不快感を受ける性的言動等)への対応に関する具体的な事案 (2)利用者等からのハラスメントを考慮した重要事項説明書等への改善 など  
※重要事項説明書等のご提供は、具体的な文書等をお送りください。

◆相談内容によっては、他機関等を紹介させていただきます場合があります。

◆なお、厚生労働省の「労働者の権利のための手帳」にて、下記ハラスメントでは対応していません。

1 雇用者等からの暴力または暴言の通報として扱われる(IPD等) 2 労働者の権利 3 労務の申し立て

### ◆相談の方法

事務局で受け付け、相談内容を確認ののち弁護士に助言を依頼いたします。

#### (1) Eメールによる相談

◆東京都社会福祉協議会ホームページより、所定の「相談票」に相談内容を記入の上、Eメールで送信してください。【紛争受付】

◆通常、土日祝日・年末年始を除き、即日以内にご返信いたしますが、相談内容によってはご返信までに1週間前後かかることがあります。

#### (2) オンラインによる相談 ※完全予約制

★インターネットサービス「Zoom」が利用できる環境のある方  
★月2日、原則月1・第3水曜日の午後(1日2件まで受付) 1件45分

◆相談の要領予定日や日程については、下記の「要領書ホームページ」でご確認ください。

◆相談日の1週間前までに下記お問い合わせ先までご予約ください。

◆相談を効果的に進めるため、相談内容の記載は、所定の相談票に記入の上、相談日の4日前までにご提出ください。相談期のご提出がない場合、オンライン相談をお受けしなくなる場合があります。

#### 【ご注意(メール、オンライン共通)】

◆ご相談は原則、1回といたします。

◆ご相談における内容は、解決に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談当事者(利用者)自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事案については、責任を負いかねます。

◆年間の相談件数には上限があり、多数相談があった場合は受付を完了することがあります。

この事業に関するお問い合わせ先

◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています◆

東社会 介護ハラスメント

検索

介護現場におけるハラスメント対策事業 | 東京都社会福祉協議会

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 場域対峙型支援担当

TEL 03-3268-7192



◆介護関係のための電話相談「介護現場における利用者やご家族等からのハラスメントの悩み相談」も実施しております。TEL 03-6266-6161 でお問合せいたします。

## 社内定期抗原検査について

5月に実施した社内定期抗原検査の結果は、毎週全従業員が陰性でした。引き続き毎週実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。